

外国商標登録

1 外国商標登録の概要

外国においても商標権を主張するためには、外国でも商標権を取得する必要がある。外国において商標権を取得するには、外国に商標登録出願をする必要がある。そして、外国に商標登録出願をしたときには、外国の特許庁が商標登録要件を充足するか否かを判断し、外国の特許庁が商標登録要件を充足すると判断したときには、商標権が付与される。すなわち、基本的には各国の商標登録制度は日本の商標登録制度と同様である。

外国たとえば甲国に商標を付した商品を輸出するときに、甲国においてその商標について商標権を取得していなければ、日本において商標権を取得していたとしても、甲国においては商標権を主張することができないから、甲国において製造された商品に同様の商標が付されて製造、販売される可能性がある。これを防止するためには、商品を輸出する甲国においても商標権を取得する必要がある。

2 商標権を取得することができる国

日本人は全ての国において商標権を取得することができるわけではなく、商標権の取得について条約が締結されている国においてのみ、日本人は商標権を取得することができる。

このような条約としてパリ条約があり、パリ条約に加盟した国の国民は他の加盟国において商標権を取得することができることされており、日本もパリ条約に加盟しているから、日本人はパリ条約の加盟国において商標権を取得することができる。そして、パリ条約には世界のほとんどの国が加盟している。

また、パリ条約に加盟していない国であっても、相手国の国民に相互に商標権の取得を認める条約を日本と締結している国もあり、このような国においても日本人は商標権を取得することができる。

以上のことから、日本人は世界のほとんどの国において商標権を取得することができる。

3 内国民待遇

日本人が各国に商標登録出願した場合の、各国における商標登録出願の手続、商標登録要件、審査手続、商標権の内容は、各国の国民と同様である。これを内国民待遇という。

この結果、相互主義に反する結果となることがある。たとえば、日本においては役務について使用する商標の商標権を取得することができるが、甲国においては役務について使用する商標の商標権を取得することができないとされていけば、甲国の国民は日本において役務について使用する商標の商標権を取得することができるのに対して、日本人は甲国において役務について使用する商標の商標権を取得することができない。しかしながら、相互主義を徹底するならば、世界共通の商標法を制定しなければならないが、現段階ではこれは不可能である。

そして、各国における商標登録出願の手続は各国の国民と同様であるから、外国に商標登録出願をするには、各国で定められた様式で出願する必要がある。特に、願書の言語は通常その国の言語でなければならない。たとえば、英国に商標登録出願をするには英語で記載された願書を提出しなければならない。

また、商標登録要件は各国で独自に定められており、各国の商標登録要件を充足しなければ、各国において商標権を取得することはできない。しかしながら、各国の商標登録要件は基本的には日本の商標登録要件と同様である。

また、審査手続も各国ごとに定められており、日本人の商標登録出願についても各国の審査手続により審査される。そして、各国の審査手続はそれぞれ独自性を有するが、各国の審査手続は基本的には日本の審査手続と同様である。

商標権の内容も各国ごとに異なる。しかしながら、基本的には各国の商標権の内容は日本の商標権の内容と同様である。

なお、内国民待遇を徹底すれば、商標登録出願をするにはその国に住所ないしは営業所を有しなければならないことになる場合も生ずるが、このような条件を付したときには、商標権取得の重大な制約となるから、商標登録出願をするにはその国に住所ないしは営業所を有していなくともよいことになっている。

また、内国民待遇を徹底すれば、日本人は各国の特許庁に直接手続をすることができることになるが、各国の特許庁の商標登録出願人への連絡等の便宜を考えれば、外国人については自国民を介して手続させた方がよいから、各国はその国の国民を代理人として商標登録出願をしなければならないと定めることができ、そのように定めている国がある。

4 優先権制度

日本への商標登録出願すなわち日本出願の出願日から6ヶ月以内に外国への商標登録出願すなわち外国出願をし、そのときに日本出願を基礎とした優先権を主張すれば、外国出願が日本出願時に申請したのと同様に取り扱われる。これを優先権制度という。

上述の如く、各国の商標登録要件は基本的には日本の商標登録要件と同一であり、同一または類似の商標が前後して出願されたときには、先に出願した者に商標権が付与されるのが一般的である。この結果、各国に早期に商標登録出願をするのが望ましい。しかし、外国出願をするために必要な費用は通常日本にする日本出願の費用と比較して高額であり、しかも商標登録出願する国の数が多くなると、それだけ費用が嵩むこととなる。したがって、外国に商標登録出願をするか否か、外国出願をするとして、どの国に商標登録出願をするかを決定するための猶予期間があるのが望ましい。このため、日本出願の出願日から6ヶ月以内に外国出願をし、そのときに日本出願を基礎とした優先権を主張すれば、外国出願が日本出願時に申請したのと同様に取り扱われることとした。

日本出願を基礎とした優先権を主張するには、日本出願の出願商標、指定商品、役務と外国出願の出願商標、指定商品、役務とが同一でなければならない。

優先権を主張したときには、外国出願が日本出願時に申請したのと同様に取り扱われるのであるから、当然である。

5 商標保護独立の原則

各国において取得した商標権はそれぞれ独立である。したがって、たとえば

優先権を主張して米国において商標権を取得したときには、たとえ日本において優先権の基礎とした商標登録出願に係る商標登録が無効となったときにも、米国の商標登録が当然に無効となることはない。

6 国際登録出願

日本に商標権を有する者、商標登録出願をした者は、その商標権の登録商標、商標登録出願の出願商標について、マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願をすることができる。この国際登録出願は日本の特許庁を経由してW I P O（世界知的所有権機関）の国際事務局に対して行なう。この場合、商標の保護を求める国すなわち指定国を明示する。たとえば、日本に商標「OMOMUK I」、指定商品「茶わん」について商標権を有する者は、登録商標「OMOMU K I」、指定商品「茶わん」について、指定国を韓国、米国、英国、独国、仏国とする国際登録出願をすることができる。

複数の国に商標登録出願をするときには、各国への商標登録出願の手続は各国が要求する様式に従って行なわなければならない、出願手続は煩雑である。そこで、マドリッド協定議定書が締結され、一つの国際登録出願をすればマドリッド協定議定書の各加盟国において保護を受けることができるようにした。このマドリッド協定議定書には世界の主要な国が加盟している。

この国際登録出願の願書は英語で作成しなければならないが、各指定国の言語に翻訳する必要はない。また、国際登録出願をするときにも優先権を享有することができる、しかも優先権の主張を行なう必要がない。

国際登録出願がなされたときには、国際事務局は国際登録を行なう。この場

合、通常は日本の特許庁が国際登録出願を受領した日が国際登録日となる。そして、国際事務局は各指定国に国際登録出願がなされたことを通報する。

この通報を受けた指定国が、一定期間内に商標の保護を拒絶する旨の通知を行わないときには、上記国際登録の日から商標が指定国において登録を受けていたならば与えられたであろう保護と同一の保護が与えられる。たとえば、上述の例で、韓国特許庁が一定期間内に商標「OMOMUK I」の保護を拒絶する旨の通知を行わないときには、国際登録の日から商標「OMOMUK I」が韓国において登録を受けていたならば与えられたであろう保護と同一の保護が与えられる。

また、国際登録出願がなされた旨の通報を受けた指定国が、自国の商標登録要件を充足しないと判断したときには、通報を受けた日から一定期間内に商標の保護を拒絶する旨の通知を行なうことができ、最終的に国際登録出願がなされた商標の保護を拒絶することができる。たとえば、上述の例で、米国特許商標庁が商標「OMOMUK I」は自国の商標登録要件を充足しないと判断したときには、通報を受けた日から一定期間内に商標「OMOMUK I」の保護を拒絶する旨の通知を行なうことができ、最終的に国際登録出願がなされた商標「OMOMUK I」の保護を拒絶することができる。

そして、商標の保護を拒絶する旨の通知を受けなかった指定国、商標の保護を拒絶する旨の通知を受けたが、最終的に保護が拒絶されなかった指定国において、商標が保護されることが確定する。

7 欧州共同体商標

欧州商標条約に基づく欧州商標登録出願をし、商標登録されると、欧州共同体のすべての加盟国において保護を受けることができる商標権を取得することができる。

欧州商標登録出願については、欧州の各国の商標登録出願の手続、商標登録要件、審査手続とは相違する独自の商標登録出願の手続、商標登録要件、審査手続が定められている。

そして、欧州商標登録出願は欧州共同体のOHIM（内部市場調和庁）等に願書を提出することにより行なう。なお、欧州商標登録出願をするときにも、優先権を主張することができる。優先権を主張するときには、優先権の基礎となる日本出願の出願日から6ヶ月以内に欧州商標登録出願をしなければならない。また、国際登録出願をして、欧州共同体を指定すれば、欧州商標登録出願がなされたこととなる。

欧州商標登録出願の審査はOHIMが行なう。OHIMが欧州商標登録の商標登録要件を充足していると判断したときには、欧州共同体のすべての加盟国において保護を受けることができる商標権が発生する。

このように、マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願と相違して、欧州商標登録出願は審査が一本化され、審査手続において各国の特許庁に応答する必要がないので、欧州の各国に出願した場合、欧州の各国を指定して国際登録出願をした場合と比較して、商標権を取得するための費用が安くなるとともに、欧州共同体のすべての加盟国において保護を受けることができる商標権を取得することができる。

(内容は平成19年9月1日現在)